

あいちシンクロトロン光センター

## 化学薬品取扱細則

公益財団法人科学技術交流財団

## 目 次

第1章 総則.....	3
第2章 化学薬品の持込.....	4
第3章 使用、保管、掲示及び廃棄.....	6
第4章 緊急時の措置.....	6
附則.....	8
様式第1号（第4条関係） .....	9
様式第2号（第4条関係） .....	12

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、あいちシンクロトロン光センター（以下、「センター」という。）における化学薬品の取扱いに関して必要な事項を定め、人への健康被害と災害の発生を防止するとともに環境への影響を低減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この細則に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **化学薬品**とは、センターにて実験や施設整備、維持管理に使用される化学物質を指す。ただし、次の第2号から第16号まで示す物質以外で、一般の生活の用に供する物は除く。
- (2) **毒物**とは、「毒物及び劇物取締法」別表第1及び毒物及び劇物指定令第1条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものを指す。
- (3) **劇物**とは、「毒物及び劇物取締法」別表第2及び毒物及び劇物指定令第2条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものを指す。
- (4) **特定化学物質**とは、「労働安全衛生法」施行令別表第3に掲げるものを指す。
- (5) **有機溶剤**とは、「労働安全衛生法」施行令別表第6の2に掲げるものを指す。
- (6) **第一種指定化学物質**とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行令別表第1に掲げるものを指す。
- (7) **第二種指定化学物質**とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行令別表第2に掲げるものを指す。
- (8) **危険物**とは、「消防法」別表第1の品名欄に掲げるものを指す。
- (9) **農薬**とは、「農薬取締法」第2条第1項に規定するものを指す。
- (10) **除草剤**とは、「農薬取締法」第22条に規定するものを指す。
- (11) **高圧ガス**とは、「高圧ガス保安法」第2条及び第3条に規定するものを指す。
- (12) **毒性ガス**とは、「一般高圧ガス保安規則」第2条第1項2号に掲げるものを指す。
- (13) **可燃性ガス**とは、「容器保安規則」第2条第1項29号に掲げるものを指す。
- (14) **生物試料**とは、生物そのもの又は生物に由来する物質で、主に実験研究に使用するものを指す。
- (15) **医薬品**とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の第2条第1項に規定するものを指す。
- (16) **医薬部外品**とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の第2条第2項に規定するものを指す。
- (17) **SDS (Safety Data Sheet)**とは、労働安全衛生法第57条の2に規定される化学物質の危険有害性等が記載された、その性状を通知するために使用する文書を指す。特に同法同条に規定される通知対象物（危険有害性を示す化学物質及び化学物質

を含んだ製品)については、事業者が通知対象物を他の事業者に譲渡し又は提供する際に、安全に取り扱い災害を未然に防止することを目的として SDS の交付をはじめ危険有害性の通知が義務付けされている。

(適用)

第3条 この細則は、センターに化学薬品を持ち込む者及び持ち込んだ化学薬品を取扱う者(以下、「取扱者」という。)に適用する。

## 第2章 化学薬品の持込

(手続き)

第4条 センターに化学薬品を持ち込む場合は、事前に、化学薬品持込申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)を記入要領に従い作成したのち、センターに提出し、承認を得なければならない。ただし、あいちシンクロトン光センター利用要綱に基づく利用の承認を得た者は、本項に基づく承認がされたものとみなす。

2 センターは、前項の提出があった場合、次の各号について精査した上、その結果を申請者に通知する。

- (1) 物質毎に該当する SDS が全て添付されていること。
- (2) SDS を元に、分類及び有害性が正確に記入されていること。
- (3) 形態、数・量、使用目的及び有害性を元にリスクアセスメントがなされ、その結果が記入されていること。
- (4) 化学薬品の関係法令に則した安全対策及び保管場所が記入されていること。

3 第1項の承認を得た者は、承認を得たのち、化学薬品の作業場所、持込期間、使用目的及び保管場所を変更する必要がある場合には、化学薬品持込変更届出書(様式第2号)(以下、「変更届出書」という。)をセンターに提出しなければならない。ただし、持ち込む化学薬品の物質名、形態、数・量及び安全対策を変更する必要がある場合は、改めて申請書を提出しなければならない。なお、あいちシンクロトン光センター利用要綱に基づく利用の承認を得た者は、同要綱に基づき利用変更の届出を行うこと。

(その他の遵守事項)

第5条 取扱者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 持ち込む化学薬品の種類及び量は、必要最小限にとどめること。
- (2) 危険性や有害性が高い化学薬品については、それらがより低い物質等への代替又は使用量の削減に努めること。

- (3) 持込期間終了後又は使用後に化学薬品を速やかに持ち帰ること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、センターに所属する者は、持込期間終了時期又は使用後に改めて申請書を提出するか、廃棄処分を行うこと。

### 第3章 使用、保管、掲示及び廃棄

#### (使用)

第6条 取扱者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 化学薬品が、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、危険物、農薬、除草剤、高圧ガス、毒性ガス及び可燃性ガスに該当する場合、関係法令で定められた事項を遵守すること。
- (2) 化学薬品が、生物試料に該当する場合、生物試料の取扱についてセンターが別に定める生物試料安全管理要領に従うこと。
- (3) 申請書に記入した安全対策に従って作業を行うこと。
- (4) 申請書又は変更届出書に記入した作業場所以外で使用しないこと。
- (5) 高圧ガス、毒性ガス及び可燃性ガスの使用前には漏洩検査を行うこと。
- (6) 毒性ガス及び可燃性ガスを使用中には、漏れ検知器を用い漏えいのないことを随時確認すること。

#### (保管)

第7条 取扱者は、化学薬品を保管する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 化学薬品が、毒物、劇物、特定化学物質、有機溶剤、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、危険物、農薬、除草剤、高圧ガス、毒性ガス及び可燃性ガスに該当する場合、関係法令に定められた事項を遵守すること。
- (2) 化学薬品が、生物試料に該当する場合、生物試料の取扱についてセンターが別に定める生物試料安全管理要領に従うこと。
- (3) 申請書及び変更届出書に記入した保管場所に保管すること。
- (4) 転倒及び転落防止等の適切な措置を講じること。

#### (掲示)

第8条 取扱者は、化学薬品の保管場所の掲示について、関係法令で定められている事項に従うこと。さらに、保管場所に申請書の氏名、連絡先を掲示すること。

#### (廃棄)

第9条 取扱者は、化学薬品を廃棄する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 化学薬品の使用や保管に伴い発生した廃棄物は、速やかに持ち帰ること。
- (2) 取扱者がセンターに所属する者の場合には、前号にかかわらずセンターが別に定める規定に基づき廃棄処分を行うこと。
- (3) 化学薬品の使用及び実験の結果発生したガスについて、ガスの性状に応じ、次号以降に掲げる措置を施した上でセンターに整備された排気ダクトを利用し屋外へ排気すること。
- (4) 可燃性ガスを排気する場合、排気するガスが空気と混合したときに想定される爆発限界濃度の半分の濃度まで可燃性ガスを希釈した後排気すること。
- (5) 酸素ガスを排気する場合、排気するガス中の酸素濃度が23体積パーセント未満(23Vol%未満)となるまで希釈した後排気すること。
- (6) 毒性ガスを排気する場合、除害装置を介し無害化した後排気すること。

## 第4章 緊急時の措置

### (緊急時の措置)

第10条 事故及び災害が発生した場合には、次の第1号から第7号に示す緊急の措置を講じなければならない。また、事故及び災害に至らない場合においても、それらの発生が予見された場合には、次の第8号から第10号に示す措置を講じなければならない。

- (1) 事故及び災害の発見者(以下、「発見者」という。)は、直ちに安全管理課長に通報するとともに、周囲の協力の下に、人命救助を最優先に応急の措置を行うこと。
- (2) 前号の通報先は、センター内各所にある緊急連絡体制の掲示物を参照すること。
- (3) 安全管理課長は、直ちに事故及び災害の状況を把握し、警察署及び消防署その他の関係機関に通報するとともに、所長に報告すること。
- (4) 安全管理課長へ通報が困難な場合、近くの職員を通じ又は発見者が直接に、警察署及び消防署その他の関係機関に通報すること。
- (5) 安全管理課長は、化学薬品により健康障害が生じ、又は生じるおそれがある者に対し、直ちに医師の診察を受けさせること。
- (6) 安全管理課長は、化学薬品の流出により周辺の生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、環境調査を実施し、状況を把握するように努めること。
- (7) 安全管理課長は、事後に原因の調査及び再発防止策の検討を行うこと。
- (8) 事故及び災害の発生を予見した者は、安全管理課長に通報すること。
- (9) 前号の通報先は、センター内各所にある緊急連絡体制の掲示物を参照すること。
- (10) 事故及び災害の発生を予見する通報を受けた安全管理課長は、通報に係る化学薬品の取り扱いに起因する危険性又は有害性の見直しを行い、取扱者に対し必要に応じて安全対策、使用又は取り扱い条件の変更のほか、取り扱いの中止又は禁止の指示を行うこと。

## 附則

本細則の改正及び廃止は、安全管理課員が作成し、安全管理課長が審査及び承認する。

本細則は平成 24 年 4 月 5 日から施行する

本細則は平成 25 年 4 月 12 日から施行する

本細則は平成 25 年 7 月 25 日から施行する

本細則は平成 27 年 9 月 16 日から施行する

本細則は平成 31 年 3 月 7 日から施行する

本細則は令和 4 年 3 月 31 日から施行する

### 化学薬品持込申請書

年 月 日

あいちシンクロトン光センター所長 殿

住 所：

所 属：

氏 名：

連絡先（TEL）：

E-mail：

化学薬品を持ち込みたいため、下記のとおり申請します。

なお、持込後は、センターの化学薬品取扱細則その他関係規程を遵守し、化学薬品及び実験廃棄物を適切に取り扱います。

記

実験名・作業名									
BL（測定手法）・作業場所									
持込期間*1			年 月 日 ～ 年 月 日						
物質名*2	形態*3	数・量 サイズ・ 容量*4	分類*5	有害性*6	SDS 等*7	リスク レベル*8	安全対策*9	使用目的 *10	保管 場所*11



## 「化学薬品持込申請書」記入要領

- \* 1 : 持込期間は、次の点に留意し、記入すること。
  - ・実験や施設整備、維持管理のために真に必要な期間に限る。
  - ・年度をまたいだ持込期間にしないこと。
- \* 2 : 物質名は、化学名、慣用名等を記入（商品名は避けること）。化学式は元素記号（有機化合物の場合は示性式）で表記。組成やドープ量等の異なる化学薬品は別々に記入すること（略称不可）。
- \* 3 : 形態は、化学薬品の全体形状を記入すること。
- \* 4 : 数・量は、化学薬品の個数・一試料あたりの重量等を、サイズは、タテ×ヨコ×厚さ等（単位を付けること）、容量は容器の包装容量（ℓ、ml）を記入すること。
- \* 5 : 分類は、SDSを確認し、表1を参照し、該当する分類を記入すること。複数該当する場合は複数記入すること。該当する分類がない場合は「区分外」と記入すること。
- \* 6 : 有害性は、表1より該当する有害性を記入すること。複数該当する場合はリスクの高い有害性について2～3項目程度記入すること。該当する有害性がなければ「無害」と記入すること。
- \* 7 : 「無害」を含めすべての化学薬品について、参照したSDS等を必ず本申請書に添付し、○印を記入すること。化学薬品のSDSがない場合には主たる成分のSDS、或いは類似物質のSDSを添付し、その旨を記入すること。
- \* 8 : GHS分類ですべて区分外の場合は「評価不要」と記入すること。それ以外は、リスクアセスメントをおこない、リスクレベルを記入すること。4段階評価でリスクレベル2の場合は2/4と記入。Sの判定が出た場合はSも記入すること。
- \* 9 : 安全対策は「無害」を除き全て記入すること。想定している作業についてリスクアセスメントを実施し、必要な安全対策を検討すること。
- \* 10 : 使用目的は、測定、器具洗浄等を記入。
- \* 11 : 毒物保管庫、劇物保管庫、各ビームラインのデシケータ等。

### [その他]

ガスを実験に用いる場合、申請書に配管及び除外装置等の安全対策について記した図面を併せて提出すること。

表 1. 分類と有害性

分類	A 	B 	C 	D 	E 
有害性	可燃性/引火性ガス エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 吸引性呼吸器有害性	急性毒性	急性毒性 皮膚刺激性 眼刺激性 皮膚感作性 気道刺激性 麻酔作用	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重篤な損傷性
分類	F 	G 	H 	I 	J 法令で定められた物質
有害性	支燃性/酸化性ガス 酸化性固体 酸化性液体	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物	高圧ガス	水性環境有害性	毒物、劇物、特定毒物、危険物、特定化学薬品、有機溶剤

## 化学薬品持込変更届出書

年 月 日

あいちシンクロトロン光センター所長 殿

住 所：  
所 属：  
氏 名：  
連絡先（TEL）：  
E-mail：

持込承認が得られた化学薬品について、内容を変更したいので届け出ます。

記

化学薬品持込申請書 整理番号		
変更項目		
変更理由		
物質名	変更前	変更後